

自動車整備士資格制度改正に係る関連通達への意見
(自動車車体整備科4校意見)

自動車車体整備科設置の4校の意見整理

校名	都立中央城北職業能力開発センター 板橋校	大阪府立南大阪高等職業技術専門学校	熊本県立高等技術専門学校	岡山県立北部高等技術専門学校美作校
科名	自動車車体整備科	自動車・車体整備科	自動車車体整備科	自動車整備工学科
訓練期間	2年	2年	3年	3年
定員/年	30	30	15	15
訓練期間 自動車整備士養成+車体整備士養成	1年(3級整備士)+1年(車体整備士)	1年(3級整備士)+1年(車体整備士)	2年(2級整備士)+1年(車体整備士)	2年(2級整備士)+1年(車体整備士)
科名変更 自動車車体整備科 ↓ 自動車車体・電子制御装置整備士	×	×	×	×
別表第二 専攻分野の仕上がり像 の変更(電子制御装置を追加)	○	○	○	○
別表第二 専攻教科目(学科実技) の変更(電子制御装置を追加)	○ 指定等の基準の教育計画に「電子制御装置の構造」や「電子制御装置の整備」が入っているという事なので、科目に追加する必要があるかと思えます。	○	○	○
現行別表第二の廃止 ・現行に合わない ・使用していない ・2800Hの科は存在しない	○ 今のままの別表では、2級整備士養成を対象とした系基礎学科、系基礎実技を実施することになり、車体整備科としては「必要の無い訓練」を実施せざるを得ない。一刻も早く、提案の基準(系基礎学科、実技を3級自動車整備士養成の第一種自動車系自動車整備科の系基礎学科、実技に揃える)に変えて欲しい。都は基準を離れること(別表に沿わない訓練)を認めないとの回答	○	○	○
現行に即した自動車車体整備科 (1400H)別表の設置	○	○	○	○
教科の細目の変更 ↓ 別表の変更に合わせて	○ 国交省が二輪について入れるのか入れないのか分かりませんが、入れた方が良いですし、少なくとも教材については、明記する必要(国交省基準の中に)を感じます。	○	・教科の科目は変更せず、細目に電子制御装置を追加するだけではないかがか。	○
設備の細目への意見	・整備情報検索端末については、板橋校は教材車が決められているので、整備書で充分足りる。 ・リフトは4台で、ジャッキが入らない車が多くなってきており、リフトが足りない。 ・二輪車の構造・整備項目も技能検定試験に出題されることから、教材としての二輪車を明記した方が良いと思います。教材車の中に含めるということになると、全体の教材車の台数の制限から必要な訓練が出来なくなるように思います。	・設備の細目については、エーミング作業用の工具類は必須である。 ・外部診断機の増設も妥当。 ・教室の広さの増加を強く望む。	・二輪車整備の「教科の細目」と「設備の細目」追加の明確化は賛成。 ・県への機器予算申請には、自動車車体整備科の「設備の細目」を使用している。自動車整備と機器が違うので。	・外部診断機の数は再考 →少なくとも良い。4名1班に1台 ・スタッド溶接機の追加→6台(30人) 回みの修正に多用のため

自動車車体整備科設置の4校の意見整理

校名	都立中央城北職業能力開発センター 板橋校	大阪府立南大阪高等職業技術専門校	熊本県立高等技術専門校	岡山県立北部高等技術専門校美作校
科名	自動車車体整備科	自動車・車体整備科	自動車車体整備科	自動車整備工学科
自動車整備士課程について (2級課程、3級課程)	・最終的には都庁の主管課との調整となる。		・二輪車整備の「教科の細目」と「設備の細目」追加の明確化は賛成。	
(11/10)国交省担当官への質問	<p>国自整第97号の指定基準の「別紙2自動車整備士養成施設の指定等の基準」1-4-1の修業年限及び受けようとする者の資格の(1)、(2)の文言に(総合)と記載されており、非常に困ったことになる。このままでは、過去に二級、三級の養成施設を修了した者(総合ではない者)は資格要件を満たさなくなり(当校の期間短縮コース(2年次編入)に入学できなくなる)、1年(3級整備士)+1年(車体整備士)で養成施設として(総合)に変わる時に+1年(車体整備士)の課程に進む要件を満たさなく(1年次は総合課程ではないので二年目の新車体課程に進級できなくなる。そもそも(総合)を入れる必要があるのか？新二級課程は電子制御装置含んだ課程であり、新車体課程で電子制御装置を資格として取れる課程なので総合は必要が無いし、三級課程の総合も二輪が入るだけなので、新車体課程の修業の資格要件として(総合)は必要がないと思うのだが、見解を伺いたい。</p>	・3級課程においても二輪がどこまで追加されてくるのか。なぜ早く知らせない。	<p>・新制度への対応の猶予は？</p> <p>・通達 国自整第97号 2級自動車整備士の養成課程 1-2-5 教育を行う者の資格 ① 学科指導員 ② 二級自動車整備士(総合)の資格を有する者で、三級課程の学科指導員又は二級課程の学科指導員の補助として2年以上の実務経験を有する者</p> <p>この規定がネックで、部外講師が来ない。実技の指導員で補助期間を求めるのはわかるが。この規定は現場を無視しており、いらぬのではないかと。</p> <p>・電子制御装置の教育内容が不明</p>	<p>・説明会はいつでしょうか？</p> <p>・再届け出は必要でしょうか？</p>
その他	<p>・令和9年以降の整備士国家試験の繰り上げと訓練時間の確保(1400時間確保できるか)現在1,560Hだが、時間換算すると1,400ギリギリなので。2週間試験が繰り上がると修了時間が足らなくなる。合格発表時に訓練時間を満たすことになれば良い。</p>	<p>・大阪府内においては、自動車車体整備士の資格を取得できる、唯一の一種養成施設は当校だけであるので、盛り立てて行きたい。</p> <p>・振興会主催の二種養成機関の会場となっている。</p>	<p>・電子制御装置の教科書を作成してほしい。</p> <p>・自動車車体整備科の技能照査例題集を作成してほしい。</p> <p>・電子制御装置及びそれに関する訓練の研修等を実施してほしい。</p> <p>・追加される電子制御装置の教育内容を2級課程と車体課程の教育内容を同じにしてほしい。(内容が違った場合、教科・訓練時間が増え、特に車体課程では1年間の中で実施しなければならない内容が増えると、カリキュラムに余裕がなくなる。)また、訓練時間を純粹に増やすのではなく、合計の時間数は現状の時間になるように、他の教科を減らすなどの調整をお願いしたい。</p>	